

令和3年3月 3日開会

令和3年3月 17日閉会

令和3年

第1回定例会会議録

(1日目)

小豆島町議会

令和3年第1回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第13号

令和3年第1回小豆島町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和3年2月25日

小豆島町長 松本 篤

記

- 期 日 令和3年3月3日（水）
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和3年3月 3日（水曜日）午前9時30分

閉 会 令和3年3月17日（水曜日）午後2時03分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏名	3月3日	3月16日	3月17日
1	藤本 傳夫	○	○	○
2	三木 卓	○	○	○
3	大下 淳	○	○	○
4	森 弘章	○	○	○
5	藤井 孝博	×	×	×
6	中松 和彦	○	○	○
7	大川 新也	○	○	○
8	柴田 初子	○	○	○
9	森 崇	○	○	○
10	森口 久士	○	○	○
11	安井 信之	○	○	○
12	鍋谷 真由美	○	○	○
13	浜口 勇	○	○	○
14	谷 康男	○	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日	第3日
町 長	松 本 篤	○	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○	○
参 事	大 江 正 彦	○	○	○
参 事 兼 総 務 課 長	久 利 佳 秀	○	○	○
参 事 兼 こども教育課長	後 藤 正 樹	○	○	○
参 事 兼 健康づくり福祉課長	濱 田 茂	○	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○	○	○
住 民 生 活 課 長	谷 本 静 香	×	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	立 花 英 雄	○	○	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○	○	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	真 砂 智 規	○	○	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○	○
住 ま い 政 策 課 長	山 口 総 一 郎	○	○	○
会 計 管 理 者	丸 本 秀	○	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○	○	○
生 涯 学 習 課 長	山 本 重 敏	○	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	相 原 隆 幸	○	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 立 住 貴 彦

議事日程

別 紙 の と お り

令和3年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年3月3日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 町長施政方針
- 第5 報告第1号 専決処分の報告について
（旧小豆島町サイクリングターミナル解体撤去工事に係る工事請負契約の変更について）（町長提出）
- 第6 報告第2号 専決処分の報告について
（国民健康保険条例の一部を改正する条例について）（町長提出）
- 第7 議案第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて（町長提出）
- 第8 議案第2号 教育委員の任命につき同意を求めることについて（町長提出）
- 第9 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（町長提出）
- 第10 議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（町長提出）
- 第11 議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（町長提出）
- 第12 議案第6号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第13 議案第7号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 浸出水処理施設建設工事に係る工事請負契約の変更について（町長提出）
- 第14 議案第8号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について（町長提出）
- 第15 議案第9号 令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）（町長提出）
- 第16 議案第10号 令和3年度小豆島町一般会計予算（町長提出）

- | | | |
|---------------|----------------------------|--------|
| 第 17 議案第 11 号 | 令和 3 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算 | (町長提出) |
| 第 18 議案第 12 号 | 令和 3 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算 | (町長提出) |
| 第 19 議案第 13 号 | 令和 3 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算 | (町長提出) |
| 第 20 議案第 14 号 | 令和 3 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算 | (町長提出) |
| 第 21 議案第 15 号 | 令和 3 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算 | (町長提出) |
| 第 22 議案第 16 号 | 令和 3 年度小豆島町介護保険施設事業会計予算 | (町長提出) |
| 第 23 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | (町長提出) |
| 第 24 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | (町長提出) |

令和3年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年3月16日（火）午前9時30分開議

第1 一般質問 11名

令和3年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年3月17日（水）午後1時 開議

- 第1 議案第10号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第11号～16号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第10号～16号に対する討論及び採決
- 第4 議案第17号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰堤締切等工事に係る
工事請負契約について (町長提出)
- 第5 議案第18号 令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第8号） (町長提出)
- 第6 議案第19号 令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
(町長提出)
- 第7 議案第20号 令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
(町長提出)
- 第8 議案第21号 令和2年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
(町長提出)
- 第9 発議第1号 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について（議員提出）
- 第10 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第11 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について (各特別委員会委員長提出)

開会 午前9時30分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

令和3年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように令和3年度における町行政の基本であります町長の施政方針をはじめ、当初予算、条例改正など重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定していますので、体調管理に努め、十分ご審議くださいますようお願いいたします。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る2月25日開催の議会運営委員会において、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

それでは、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、令和3年小豆島町議会第1回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

昨年1月に、国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて以来、1年余りが経過した現在においても、依然終息の見通しが立たない状況でございます。誰もが経験したことのない事態にあっても、町民の皆様へ安全・安心な行政サービスの提供に努めていかなければなりません。引き続き、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会では、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた7件の当初予算案のほか、補正予算の審議1件、人事案件5件、条例案件1件、契約案件1件、その他案件3件を本日ご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） 本日の欠席届議員は5番藤井議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の令和3年第1回小豆島町議会定例会は成立

しました。

これより開会します。（午前9時33分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。12月22日以降2月24日までの主要事業に関する報告及び監査委員からの例月出納検査結果報告書2件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、7番大川新也議員、8番柴田初子議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本日から3月17日までの15日間とし、本会議第2日以降の日程につきましては3月10日開催予定の議会運営委員会で改めてお諮りしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から3月17日までの15日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 所管事務調査報告について

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題とします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について会議規則第76条の規定により報告をお願いします。

教育民生常任委員会から報告を求めます。安井委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 令和3年3月3日。小豆島町議会議長谷康男殿。  
教育民生常任委員会委員長安井信之君。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

1. 調査案件。太陽光発電の現状について。

2. 調査の経過。令和3年1月20日に委員会を開催し、町長、副町長及び担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。

(1)太陽光発電施設について、安全面や景観面に問題がある施設が散見される。町及び地元住民の意見を反映することができる制度を検討されたい。

(2)太陽光発電施設を設置する場合には、発電出力にかかわらず、事前に町が情報提供を受ける方策を検討されたい。以上、報告いたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 町長施政方針

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、町長施政方針を議題といたします。

町長から令和3年度の施政方針を伺います。町長。

○町長（松本 篤君） 令和3年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり、令和3年度予算案並びに関連諸議案のご審議をお願いするに際しまして、町政運営に対する所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

〔以下別紙のとおり省略〕

○議長（谷 康男君） ただいま町長から令和3年度の施政に関する所信が述べられましたが、これに対する質問は一般質問の中でお願いいたします。

暫時休憩します。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時41分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（旧小豆島町サイクリングターミナル解体撤去工事に係る工事請負契約の変更について）

○議長（谷 康男君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第1号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

令和2年第2回定例会においてご議決をいただいた旧小豆島町サイクリングターミナル解体撤去工事に係る工事請負契約について、工事内容の一部が変更となり、変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 上程議案集の3ページをお願いいたします。

報告第1号は、旧小豆島町サイクリングターミナル解体撤去工事に係る工事請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

1ページおめくりください。

令和2年第2回定例会でご議決いただきました旧小豆島町サイクリングターミナル解体撤去工事に係る工事請負契約につきまして変更契約の必要が生じましたが、変更します金額が423万2,800円の増で、契約金額の10分の1以内かつ500万円以内でありましたので、町長の専決処分事項に該当しますことから、令和3年1月8日に専決処分したものでございます。

変更内容といたしましては、3、契約金額のとおり、423万2,800円増の8,233万2,800円とし、5、変更概要にありますように、駐車場整備工事の増、鉄板敷きの追加、内部残置物処分量の減少、PCB検査、処分の増加、オイル処分の追加、煙突パイプ撤去の減額などでございます。以上で説明を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

○議長（谷 康男君） 次に、日程第6、報告第2号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第2号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴い、小豆島町国民健康保険条例の改正を行ったことから、地方自治法第180条第1項の

規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 報告第2号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご説明申し上げます。

上程議案集第6ページをお願いします。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日に施行されたことにより、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について所要の改正を行う必要が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

第7条において規定する新型コロナウイルス感染症の法的位置づけについて、改正前の「指定感染症」から改正後は「新型インフルエンザ等感染症」に変更することによりまして、現在行われている新型コロナウイルス感染症対策を継続できるようにするものでございます。

このため、傷病手当金の支給につきましても、改正の前後で財政支援の対象となる傷病の範囲に変更がなく、また英国で主に見られている変異株についても改正前から対象に含まれており、変更がないものでございます。

附則としまして、本条例の施行期日を令和3年2月13日とするものでございます。以上で説明を終わります。

~~~~~

日程第7 議案第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次に、日程第7、議案第1号教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

坂東民哉教育長の退場を求めます。

〔教育長 坂東民哉君 退場〕

○議長（谷 康男君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第1号教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

現教育委員会教育長坂東民哉氏が、令和3年5月11日をもって任期満了となりますが、同氏については人格が高潔であり、教育、学術及び文化に関して識見を有し、教育行政に精通しておりますことから、引き続き、教育長に任命したいと考えております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づく任命に当たり、議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 議案第1号教育長の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

上程議案集8ページでございます。

現在の教育委員会教育長坂東民哉氏が、令和3年5月11日をもって任期満了となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第2項の規定に基づき、引き続き坂東氏を任命したいので、同法第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

坂東氏は、住所、小豆島町草壁本町615番地50。生年月日、昭和32年9月6日、現在63歳です。

次のページをお開きください。

坂東氏の略歴でございますが、昭和55年3月に愛媛大学農学部を卒業、同年4月に内海町役場に入庁されました。平成19年4月に学校教育課課長補佐に就いて以降、学校教育課課長、教育部長を務められました。再任用後も教育指導室室長として教育行政に携わり、平成31年4月24日からは高橋前教育長の残任期間について教育長を務められております。

任期は、令和3年5月12日から令和6年5月11日までの3年間となります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第1号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号教育長の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意されました。

坂東民哉教育長の入場を求めます。

〔教育長 坂東民哉君 入場〕

~~~~~

日程第8 議案第2号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第2号教育委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第2号教育委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町教育委員会委員のうち、照下あけみ氏が令和3年5月11日をもって任期満了となりますが、同氏の識見と教育に対する情熱、高潔な人格からも、教育委員として適任者であり、引き続き教育委員に任命したいと考えております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づく任命に当たり、議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 議案第2号教育委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

上程議案集10ページでございます。

現在の教育委員会委員照下あけみ氏が、令和3年5月11日をもって任期満了となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第2項の規定に基づき、引き続き照下氏を任命したいので、同法第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

照下氏は、住所、小豆島町馬木甲73番地1、生年月日、昭和32年1月24日、現在64歳です。

次のページをお開きください。

照下氏の略歴ですが、昭和55年3月帝塚山大学教養学部を卒業、同年4月コスモ商事株

式会社、その後株式会社テルシタに勤務されております。平成29年5月から現在まで4年間、小豆島町教育委員を務められておられます。

任期は、令和3年5月12日から令和7年5月11日までの4年間となります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第2号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号教育委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意されました。

~~~~~

日程第 9 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第10 議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第11 議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第3号から日程第11、議案第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては関連する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第3号から議案第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町固定資産評価審査会委員のうち、藪脇修氏が令和3年5月10日をもって任期満了となりますが、同氏は固定資産の評価に関する学識経験を有し、委員として適任であります。引き続き、同氏を選任するに当たり、地方税法第423条第3項に基づく議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。



また、現委員の塩田洋司氏、三木忠臣氏についても任期満了となりますことから、新たに、真砂哲氏、山下藍氏をそれぞれ選任するに当たり、同様に議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 上程議案集の12ページをお願いいたします。

議案第3号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、地方税法第423条第1項で市町村に設置することとなっており、同条第2項におきまして定数は3人以上とし、第6項においてその任期は3年と規定されております。

また、小豆島町税条例第78条において委員の定数は3人と定めております。

まず、選任をお願いいたします方は、住所、小豆島町西村甲1574番地2、藪脇修氏でございます。生年月日は、昭和41年1月27日でございます。

1ページをおめくりください。

藪脇氏は、お示しのとおり、宅地建物取引業を営んでおり、固定資産評価審査委員の経験は旧の内海町時代から6期18年と豊富でございます。一級建築士の資格も取得されており、固定資産の実勢価格に非常に深い見識をお持ちの方でございます。以上のことから、固定資産の評価に関する学識経験を有し、適切な審理を下していただけると判断しましたので、引き続き選任をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第3号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第10、議案第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 上程議案集の14ページをお願いいたします。

議案第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

次に、選任をお願いします方は、住所、小豆島町池田2387番地1、真砂哲氏でございます。生年月日は、昭和25年11月10日でございます。

1ページおめくりください。

真砂氏の学歴、職歴等はお示しのとおりでございますが、一級建築士免許と宅地建物取引主任資格をお持ちでございます。建設業と宅地建物取引業を営んでおり、固定資産の実勢価格に非常に深い見識をお持ちの方でございます。以上のことから、固定資産の評価に関する学識経験を有し、適切な審理を下していただけると判断しましたので、選任をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。鍋谷委員。

○12番（鍋谷真由美君） 現の塩田さん、三木さんがおられますけれども、その方たちが再任されない理由というか、辞められるのはどういうことなんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） まず、塩田氏でございますが、3年前に再任をお願いしましたときに、議員のご意見として高齢であるということ、次回他の適任者を探すようにというようなご意見をいただきまして、今回は塩田氏については再任をお願いしなかったということでございます。

もう一人、三木氏におきましては、再任はお願いしたんですが、ご本人のほうから辞退の申出がありましたので、新たな委員さんの選任をお願いするという事情でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第4号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第11、議案第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 上程議案集の16ページをお願いいたします。

議案第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

次に、選任をお願いいたします方は、住所、小豆島町西村甲2122番地1、山下藍氏でございます。生年月日、昭和57年9月25日でございます。

1ページおめくりください。

山下氏の学歴、職歴等はお示しのとおりでございます。平成31年に宅地建物取引士資格を取得し、不動産関係の仕事をしていると聞いております。業務としての経験は短いとなっておりますが、各種委員会等での女性の参画、また若者の参画の面からも、委員会構成としてバランスの取れた審査をしていただけるものと判断しましたので、選任をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第5号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~

日程第12 議案第6号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第12、議案第6号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第6号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、介護保険料の減額賦課に係る適用期間について変更する必要がありますことから、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 議案第6号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集18ページをお願いいたします。

先ほど、町長から提案理由の説明がございましたが、今回の条例改正は介護保険料額の変更はないものの、減額賦課に係る適用期間を変更する必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

介護保険料の減額賦課の適用につきまして、第2条第2項から第4項まで「令和2年度」と規定しておりましたが、その部分を削り、令和3年度以降も適用となるよう改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日については令和3年4月1日とし、また経過措置といたしまして、この条例による改正後の第2条の規定は令和3年度分の保険料から適用することとし、令和2年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によることとするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第7号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 浸出水処理施設建設  
工事に係る工事請負契約の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第13、議案第7号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 浸出水処理施設建設工事に係る工事請負契約の変更について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第7号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 浸出水処理施設建設工事に係る工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、令和元年第3回小豆島町議会臨時会及び同年第3回定例会でご議決をいただいた浸出水処理施設建設工事に係る工事請負契約について、現地精査により変更の必要が生じたことから工事請負契約を変更し、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住民生活課課長補佐。

○住民生活課課長補佐（中川 啓君） 議案第7号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 浸出水処理施設建設工事請負契約の変更について説明申し上げます。

本件は、令和元年第3回臨時会で当初の契約を、同年第3回定例会で消費税税率改正を理由とする変更契約をそれぞれ議決賜りまして、本件工事請負契約に関してその後の現地精査による数量の増加を理由とする変更契約に当たり、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、地方自治法第96条第1項第5号の規定に

より、議会の議決を求めるものでございます。

本件請負契約の変更につきましては、項目3の契約の金額で10億2,300万円から7,601万円増額し、10億9,901万円にしようとするものであります。

1ページめくっていただいて、22ページをお願いいたします。

項目5の変更内容につきまして、変更後の数量、括弧内に変更前の数量を記載しております。各項目で増減はございますが、最も契約額に影響する変更理由は2点あります。

1点目は、(1)Aのウ、地業工事、すなわち基礎工事で、当初はこれまでの地盤調査結果から、鉄製のくいによる地盤への定着を予定しておりましたが、実施段階で行った追加ボーリング調査の結果で、既存調査で想定した以上に転石の存在を確認しました。この情報を踏まえ、再度の工法検討を行った結果、工期の遅延と最終的なコストを考慮し、地業工事の工法をくいから地盤改良に変更し、所要の経費を追加したものであります。

2点目は、(1)Aのアの直接仮設工事であります。本件工事は、先行して施工が進む貯留堰堤工事と接する状態で施工することとなりますが、先ほど申した基礎工事の変更により必要となった土砂の掘削、薬剤注入作業により、貯留堰堤を毀損することがないように、仮設の土留め工事を発注者の判断により追加したものでございます。以上、簡単でございますが、議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 浸出水処理施設建設工事に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第8号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第14、議案第8号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由の説明を求めます。

○町長（松本 篤君） 議案第8号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の策定及び変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第8号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてご説明を申し上げます。

上程議案集の24ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては旧村単位または字単位で19辺地に区分しております。本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、蒲生辺地において新たに計画を策定するとともに、池田、三都、草壁、苗羽の4つの辺地において計画変更をするものでございます。

それでは、辺地計画ごとにご説明を申し上げます。

ページを1枚めくっていただきまして、26ページをお願いいたします。

蒲生辺地の計画策定でございます。ページ下の3、公共的施設の整備計画でございますように、橋梁整備事業を実施するものであり、具体的には小豆島中央高校生徒寮のすぐ近くでございます中条橋の改良を予定しております。事業費につきましては2,300万円を見込んでおり、県の補助事業を活用しつつ、令和3年度では設計業務を委託する予定でありまして、辺地対策事業債につきましては1,490万円発行する予定でございます。

次に、ページを2枚めくっていただきまして、30ページでございます。

池田辺地の計画変更でございます。今回の変更では、4つの事業につきまして追加、変更がございます。ページ下になります、まず3、公共的施設の整備計画のうち、上から3行目、地域消防力強化事業でございますけれども、事業費を1,730万8千円に増額し、辺

地対策事業債の予定額を1,720万円にするものでございます。こちらの具体的な内容につきましては、浜条地区の防火水槽、こちらを新たに整備するものでございます。

次に、その下の町道宮の浦線改良事業につきましては、擁壁工事等が追加になりましたことから、事業費を2,968万円に増額し、辺地対策事業債の予定額を1,910万円にするものでございます。

次に、1行飛ばしまして、製氷冷蔵冷凍施設等整備事業につきましては、池田漁協が実施する製氷冷蔵冷凍施設及び水産物処理加工施設の設置に対し、県の補助金を活用して助成をするもので、辺地対策事業債の予定額を250万円にするものでございます。

最後に、表の一番下になりますけれども、橋梁長寿命化事業を新たに追加いたします。具体的には、北地地区の長石橋の改良事業637万6千円を実施予定でありまして、全体の事業費につきましては、苗羽辺地に一括して計上いたしております。

次に、ページを2枚めくっていただきまして、34ページの三都辺地の計画変更でございます。

こちら表の下になりますけれども、3、公共的施設の整備計画のうち、上から4行目、町道神浦外浜奥条線改良事業でございますけれども、事業内容の精査によりまして事業費を1億398万8千円に増額し、辺地対策事業債の予定額を1億390万円にするものでございます。

次に、その下の地域消防力強化事業につきましては、三都分団の小型動力ポンプを更新するため、県の補助事業を活用しつつ、辺地対策事業債の予定額を70万円にするものでございます。

次に、ページを2枚めくっていただきまして、38ページの草壁辺地の計画変更でございます。

こちら3、公共的施設の整備計画のうち、一番下の行になりますけれども、紅雲亭公衆トイレ整備事業、こちらを新たに追加するものでございます。事業費につきましては4,392万3千円を予定しており、環境省の補助金を2,196万1千円活用し、辺地対策事業債の予定額を2,190万円にするものでございます。

次に、またページを2枚めくっていただきまして、42ページの苗羽辺地の計画変更でございます。

こちら表の3、公共的施設の整備計画のうち、上から2行目になりますが、橋梁長寿命化事業につきまして事業費を1億938万4千円に増額し、国庫補助金を活用しつつ、辺地対策事業債の予定額を3,710万円にするものでございます。具体的な内容としまして

は、先ほど池田辺地においてご説明しました長石橋、こちらを追加させていただくほか、既にこれまでご議決を賜っております草壁辺地におきまして、猪谷川2号橋、こちらの改良事業397万6千円を追加させていただくものでございます。以上、簡単ではございますが、辺地総合整備計画の策定及び変更についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第9号 令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第15、議案第9号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第9号令和2年度小豆島町一般会計補正予算について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は、8,739万9千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費3,859万3千円、民生費20万4千円、衛生費1,183万円、農林水産業費2,865万円、商工費487万1千円、教育費325万1千円となっております。

詳細につきましては、担当参事から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 大江参事。

○参事（大江正彦君） 上程議案集の43ページをお願いいたします。

議案第9号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げ

ます。

まず第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,739万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ122億6,070万7千円とするものでございます。

第2条は、地方債の追加でございます。

46ページをお願いいたします。第2表地方債補正をご覧ください。

まず、上段の減収補填債5,281万3千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして減収が生じる地方消費税交付金や町たばこ税、地方揮発油譲与税など、消費や流通に係る税目について特例的に減収補填債の発行が認められることとなったものでございます。

下段のし尿収集車整備事業970万円につきましては、財源となります過疎対策事業債が確保できましたことから、老朽化が進んでおりますバキューム車1台を更新するものでございます。

それでは、補正予算の内容についてでございますが、別冊の補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、ほぼ大半が新型コロナウイルス感染症関連の補正でございます。

まず、歳入の補正でございます。

1款町税から7款地方消費税交付金までは、新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、それぞれ減収を見込んだものでございます。

15款国庫支出金、2項1目1節総務費補助金3,104万9千円の増につきましては、今回の歳出補正に計上しております各種事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上したものでございます。

同じく3目1節保健衛生費補助金65万7千円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種準備を迅速に進めるため、この3月から会計年度任用職員3名を雇用する財源として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を計上したもので、補助率は10分の10でございます。

同じく7目2節小学校費補助金96万8千円の増及び3節中学校費補助金24万2千円の増につきましては、小・中学校の感染防止対策として非接触型体温計を1校当たり2台整備する財源として、国の3次補正に盛り込まれました学校保健特別対策事業費補助金をそれぞれ計上したものでございます。補助率は2分の1でございます。

ページ下段の同じく 3 項 2 目 1 節社会福祉費委託金20万 4 千円の増につきましては、税制改正に伴います国民年金の電算システム改修の財源として、国民年金事務取扱委託金を計上したもので、補助率は10分の10でございます。

1 ページめくっていただきまして、16款県支出金、2 項 4 目 1 節農業費補助金1,761万 9 千円の増につきましては、国の 3 次補正に地籍調査費補助金の増額が盛り込まれたため、財源を確実に確保するため、令和 3 年度当初予算に計上予定の歳入歳出を前倒し計上したものでございます。

なお、今回計上した予算につきましては繰越しを行いまして、令和 3 年度に執行予定でございます。

次に、20款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金2,696万円の増につきましては、今回の補正に必要な一般財源に対応したものでございます。

歳入の最後になりますが、22款町債の補正につきましては、第 2 表地方債補正でご説明したとおり、バキューム車の更新に過疎対策事業債970万円、各種税目の減収補填に減収補填債5,281万 3 千円を計上したものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

引き続き、歳出についてご説明を申し上げます。

なお、冒頭に申し上げましたとおり、今回の補正は大半が新型コロナウイルス感染症関連の増額計上となっております。

歳出予算の特定財源欄に記載の金額のうち、特にご説明しないものについては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっておりますので、よろしく申し上げます。

まず、2 款総務費、1 項 2 目文書費、11節役務費の120万円の増でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の対応等によりまして、文書発送件数が増加したことにより、通信運搬費の増額をお願いするものでございます。

同じく13目防災諸費、10節需用費の85万円の増でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、避難所となっております公民館11か所にWi-Fi環境を整備するものでございます。なお、こちらは来年度への繰越しを予定しております。

同じく14目公共交通対策費2,856万 5 千円の増でございます。まず、10節需用費の15万 2 千円につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、町営バス 2 台の運転席周りに飛沫防止カーテンを取り付けるとともに、抗ウイルス抗菌効果がおよそ 2 年間持続する

とされております二酸化チタンの吹きつけ施工を行うものでございます。18節負担金補助及び交付金の2,841万3千円でございますが、説明欄1は新型コロナウイルスにより利用者が激減しております小豆島オーリーブスの経営を支えるため、土庄町と距離案分により減収額を負担するものでございます。説明欄2は、同様に厳しい経営環境にあります他の公共交通を支援するため、公共交通事業者に助成するものでございます。

なお、ロープウエーは1台当たり50万円、タクシーは1台当たり10万円、町内の港を発着するフェリーについては1隻当たり100万円を給付することといたしておりますが、公共交通の維持継続を応援する趣旨の給付金でございますので、内海フェリーについては給付しないことといたしております。

次に、2項徴税费、1目12節委託料619万2千円の増でございます。こちらは、新型コロナウイルスの感染防止と納税者の利便性向上のため、24時間納付可能なコンビニ収納、また時間や場所を選ばないスマホ決済を導入するための電算システムの改修委託料でございます。なお、対象税目は町県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税を予定しております。令和4年度の当初課税分から運用を開始することとしております。なお、こちらは来年度への繰越しを予定しております。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費の178万6千円でございます。こちらは、マイナンバーカードの記載内容の変更に関する正確かつ迅速な窓口対応により、新型コロナウイルスの感染防止を図るため、マイナンバーカードに直接印字できるプリンターを導入するものでございます。10節需用費には、インク等の消耗品2万6千円、17節備品購入費には住民生活課及び池田総合窓口センターに配置するプリンター2台の購入費176万円を計上しております。こちらも来年度への繰越しを予定しております。

次に、3款民生費、1項4目国民年金費、12節委託料の20万4千円でございます。こちらは、税制改正に伴う電算システムの改修委託料でございます。財源は、全額国からの国民年金事務取扱委託金でございます。

次に、4款衛生費、1項2目予防費、18節負担金補助及び交付金の100万円でございます。こちらは、発熱患者のための簡易診察室を設置する町内の医療機関に対する助成でございます。上限50万円の2か所を想定いたしております。

同じく6目新型コロナウイルスワクチン接種事業費の65万7千円でございます。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種準備のため、3月から会計年度任用職員3名を雇用するため、1節報酬から8節旅費まで人件費を計上したものでございます。

1ページめくっていただきまして、同じく2項3目し尿処理費、17節備品購入費の

1,017万3千円でございます。こちらは、今年度の過疎対策事業債が確保できることとなったため、購入から15年余り経過し、老朽化が進んでおりますバキューム車1台を更新するものでございます。なお、実際の納車は来年度半ばを予定しておりますので、こちらも繰越事業となります。

次に、6款農林水産業費、1項8目地籍調査費の2,865万円でございます。こちらは、地籍調査事業が国の3次補正により増額となった国庫補助金の対象とされましたことから、確実な財源確保を期するため、令和3年度に計上を予定しておりました地籍事業を一部前倒し計上させていただくものでございます。1節報酬から13節使用料及び賃借料までの各節を増額計上するものでございます。こちらも繰越事業となります。

次に、7款商工費、1項4目観光施設費、10節需用費の487万1千円でございます。これは、3密を避けられる観光宿泊施設として、コロナ禍の中でも人気がございますふるさと村オートキャンプ場及びオートビレッジYOSHIDAキャンプ場について、さらなる魅力づくりによって誘客を図るため、Wi-Fi環境を整備するものでございます。なお、ふるさと村オートキャンプ場には7か所、オートビレッジYOSHIDAキャンプ場には10か所のアクセスポイントを設置し、キャンプサイトエリアや管理事務所、温浴施設等をカバーすることとしております。こちらも繰越しを予定しております。

次に、10款教育費、1項2目事務局費、10節需用費の83万1千円でございます。これは、児童・生徒が利用するスクールバス12台に抗ウイルス抗菌効果がおおよそ2年持続するとされており、二酸化チタンの吹きつけ施工を行うものでございます。

同じく2項1目学校管理費、17節備品購入費の193万6千円でございます。こちらは、財源の2分の1は国の3次補正に盛り込まれました学校保健特別対策事業費補助金、残りの2分の1は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、非接触型体温計を各小学校2台ずつ、計8台導入するものでございます。

同じく、ページ下段から次のページにかけましての3項1目学校管理費、17節備品購入費の48万4千円でございます。こちらも小学校と同様に、小豆島中学校に非接触型体温計を2台導入するものでございます。以上、簡単でございますが、議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 11ページの備品購入費ですけど、マイナンバーに直接プリントする機械、今は手で書いてるということですか。そのマイナンバーだけに特化したそういう機械ということなんですか。ちょっと、もう少し詳しくお願いします。

○議長（谷 康男君） 住民生活課課長補佐。

○住民生活課課長補佐（中川 啓君） 現在は、マイナンバーカードに直接書いております。記載する職員によって文字のレベルが様々であることや、記載誤り防止のために二重のチェックに時間を取られておりました、窓口の混雑解消のためにも、このプリンターを導入する次第でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに、大川議員。

○7番（大川新也君） 11ページのW i - F i の設備を各公民館に、これは全公民館に設置、設備をするのかという点と、もう一点がその下の公共交通への応援給付金ですが、ロープ、タクシー、船、これは台数1台につきの金額出ましたけど、各ロープは総額幾らかを教えていただくと、これはどういった申請で、全てのところがこういうようなことを申請してきたのかどうか、どういようなことでこれを給付するようになったのかの経緯を。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 私のほうからは、公民館へのW i - F i の設置についてご説明申し上げます。

設置については、11公民館全てでございます。公民館によって大きさに差がありますので、実際は現場のほうで電波の飛ぶ環境を見ながら数、アクセスポイントについては現場精査しながら行いたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） まず、どういった経緯でこの公共交通事業者に対して応援をするのだということでございますけれども、この1月にまた緊急事態宣言が発令されまして、フェリーあるいはタクシー、ロープももちろんですけども、相当お客様が減っております、非常に厳しい経営環境であるというのを伺っております。もちろんバスもそうでございます。それで、何とかこの公共交通を維持継続していただくために、地方創生の交付金を活用して助成制度をつくらうというのが発端でございまして、まだ事業者に対して細かな説明はできておりません。まだ、行政執行部の案ということでご理解をいただけたらと思います。

それで、細かな870万円の積算でございますけれども、フェリーで申し上げますと国際両備フェリーさん2隻、それから小豆島フェリーさん、これは福田航路でございますが、こちらが2隻、ジャンボフェリーさんが2隻、合計6隻に対して1隻当たり100万円で600万円となっております。タクシーにつきましては、かんかけタクシーさんですけど

も17台お持ちでして、1台当たり10万円で170万円、ロープにつきましては2基ございますので50万円の100万円ということで、トータルで870万円ということで予算をお願いしておるところでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 業者のほうから要望もないのにというふうに聞き取れたんですけど、何も申請もされてないのに厚意でやるというふうに聞こえたんですけど、まだ今からの話、ちょっとそれはこれ補正予算で計上してるんですから、そのあたりそういうような給付というか応援金はええんですか、そういうふうな取扱いは。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私のほう、言い方が少しまずかったかと思いますが、当然事業者の方、フェリー、タクシー、ロープさん、それぞれ相当苦しんでおるということで、ご要望自体は頂戴をしております。ただ、まだ議会にお諮りして議決をもらってない状況ですので、じゃあ幾ら出しますというお話はこれからと、議決をいただいてからというご理解をお願いできればと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） これ飲食店等で売上げが下がったとか、証拠書類が要るとかなんとかということで助成出してましたけど、この公共交通に関しては何もそういうふうな手続なしで、ただ1台につき単価を決めて台数だけというふうな、売上げが下がったとか、そういうふうな申請の書類は関係ないということなんですね。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 飲食店につきましても2回応援をさせていただきました。売上げの減というよりも外出制限であるとか、家族以外の食事を控えてほしいということで、幾ら収入が下がったから出すとかというのではなくて感染防止対策、こちらをしっかりやってほしいということで、飲食店の方々に20万円、アルコールを出す場合は30万円ですけれども、定額として出させていただきました。

今回の公共交通、当然相当売上げ下がっておりますが、そこは速やかに給付したいということで、あまり細かな手続を経ることなく、土庄町と連携して単価を相談させていただいて、議決賜りました後に速やかに給付をしたいという思いでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑は、三木卓議員。

○2番（三木 卓君） 私も説明書の11ページ中段、電算システム改修委託料の件なんですけど、こちらは恐らくイニシャルの導入コストになると思うんですが、システムを導

入した後、大体システム保守委託料というのが出てくると思うんですが、それがこのシステムを入れることによって前年度まではどれぐらいで、入れることによってどれぐらいのコストがアップするのかなというのを教えてください。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（清水一彦君） このコンビニ収納を導入することによりまして保守料が幾ら要るかということなんですが、毎年度固定経費といたしまして約181万6千円ほどが必要になります。それ以外に、決済手数料も発生いたしますので、これについては収納1件当たり63.8円、年間予想しておりますのが88万円程度を予想しております。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。三木議員。

○2番（三木 卓君） 今言われた、まずシステムの保守なんですけど、181万円というのは入った額ってことですよ。でいいですか。僕が聞いているのは、今まで幾らで、今後幾らになるのかを聞いているので、その差額が聞きたいだけです。このシステムを導入することによってコストが僕は上がると思うので、そこが上がる、上がらないなら上がらないでいいんですけど、上がるコストの金額が聞きたいです。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（清水一彦君） 今現在、コンビニ収納をしておりませんので。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） 私の説明が下手なん。システム保守料というのが、多分毎年、例えば税務課とか総務課でも2千万円とか、合計でそれぐらいの金額が要っていると思うんですけど、このシステムを導入、600万円の導入するので、ランニングコストじゃあ上がらないという認識で大丈夫ですかね。ちょっと、説明下手ですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 三木議員のご質問は、毎年必要なシステム会社への保守料が新たに発生するかどうかというご指摘かと思えますけれども、このシステムを入れることで年間161万9千円、これ今現在の見積額でございます。当然、今後交渉いたしますけれども、現在161万9千円の年間の保守料が新たに発生するというのに併せまして、先ほど税務課長が申し上げた手数料が乗ってくるということでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 三木卓議員。

○2番（三木 卓君） その中で、今課長お答えいただいた1件当たり63.8円というのは、どういう出し方で63.8円になってますかね。多分、コンビニやったら何%とか、スマホやったら何%っていうパーセントで出てくるのかなと僕は思ってたんですけど、その辺



はいかがですか。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（清水一彦君） 今現在、コンビニ収納を県下で導入しているところがほとんどでございまして、実施してないのが3町程度でございまして。それで、ほかのところの経費を聞いておりますと60円台から80円台ということでございまして、この63.8円というのは電算見積りのときにお聞きした金額でございまして。

○議長（谷 康男君） 三木卓議員。

○2番（三木 卓君） では、その金額なんですけど、それは支払う住民側が負担するものなのか、町が負担するものなのか、そちらをお願いします。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（清水一彦君） これについては町が負担するものでございまして。以上です。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） 一緒に聞いたらよかったですね。ごめんなさい。その中で、その支払い、要はコンビニのほうに1回入金されることになると思うので、その会社から町のほうに入金があると思うんですけど、それは全額入金して手数料を支払うというシステムなのか、手数料がマイナスされた状態で入金になるのかというところどちらになりますか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） コンビニ収納の流れを申し上げますと、まずセブンイレブンでありますとか、ローソンさんでありますとか、そういったコンビニでお支払いをいただきます。そのデータが、一旦収納代行業者に集められまして、そこから我々小豆島町のほうに送金がされるという間に収納代行業者がかんでおりますが、議員のご質問、手数料を差引いて町に入ってくるのか、そういうことはございまして、一旦は全部入ってきます。後ほど手数料をお支払いすると。つまり、歳出予算を組んでお支払いすることによってございまして。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかにありませんか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） ちょっと、今の件で確認というか教えてほしいんですけども、今銀行の引き落としとか、振込とかしてる分がコンビニとかスマホに代わるんですか。どういう方がそれを利用するのかなど。それで、その手数料の差とかは出てくるのかどうか。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（清水一彦君） 今現在、口座引き落としは変わりません。その上にコンビニ

収納、スマホアプリ決済を新規で導入するものでございますので、それについての説明で  
ございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） じゃあ、今町の窓口で払っている方が、そういう形に変わる  
ということですか。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（清水一彦君） それによって選択の幅が広がるということでございます。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号令和2年度小豆島町一  
般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は13時とします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第16 議案第10号 令和3年度小豆島町一般会計予算

日程第17 議案第11号 令和3年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算

日程第18 議案第12号 令和3年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第19 議案第13号 令和3年度小豆島町介護保険事業特別会計予算

日程第20 議案第14号 令和3年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算

日程第21 議案第15号 令和3年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算

日程第22 議案第16号 令和3年度小豆島町介護保険施設事業会計予算

○議長（谷 康男君） 次、日程第16、議案第10号令和3年度小豆島町一般会計予算から日程第22、議案第16号令和3年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までは関連する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第10号令和3年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案は、別冊の令和3年度一般会計・特別会計当初予算書及び説明書並びに介護保険施設事業会計予算書の最初に添付いたしております。新年度一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は94億9,700万円となっております。予算の内容につきましては、担当参事から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、議案第11号から議案第15号で提案しています特別会計予算につきましては、国民健康保険事業特別会計20億1,538万5千円、後期高齢者医療事業特別会計3億1,222万1千円、介護保険事業特別会計21億9,047万円、介護サービス事業特別会計6,410万3千円、介護予防支援事業特別会計626万6千円となっており、議案第16号で提案しています介護保険施設事業会計予算のうち、収益的収支につきましては、事業収益4億7,077万3千円、事業費用4億7,822万1千円となっております。

各特別会計予算及び介護保険施設事業会計予算につきましても、それぞれ担当課長及び担当事務長から順次説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第16、議案第10号令和3年度小豆島町一般会計予算の内容説明を求めます。大江参事。

○参事（大江正彦君） 議案第10号令和3年度小豆島町一般会計予算についてご説明をさせていただきます。

別冊の令和3年度当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億9,700万円と定めるものでございます。対前年度1億6,100万円、率にして1.7%の減でございます。

第2条は、債務負担行為の規定でございまして、事項、期間及び限度額を7ページ上段の第2表債務負担行為のとおり定めるものでございます。なお、事項欄に記載のとおり、全て施設の指定管理用に関する債務負担行為となっております。

戻っていただきまして、第3条は地方債の規定でございまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。7ページから8ページにかけての第3表地方債のとおりでございます。なお、借入限度額の合計額は6億9,890万円、対前年度3億6千万円、34.0%の減でございます。

第4条は、一時借入金の規定でございまして、一時借入金の借入れの最高額を例年と同額の5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用に関する規定で、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができることといたしております。こちらも例年と同様でございます。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明申し上げますが、一般会計当初予算につきましては連合審査会において詳しくご審議がなされることと思っておりますので、本日は予算書に併せて配付しております資料により、対前年度増減及びその主な理由についてご説明をさせていただきます。

それでは、まず歳入予算でございますが、資料の2ページ、資料2をお願いいたします。

令和3年度一般会計歳入予算総括表でございます。

まず、1款町税は13億7,887万円、対前年度1億1,833万5千円、7.9%の減でございます。これは、町民税におきまして新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、個人分所得割、法人税割ともに減収を見込んだことから、町民税全体で5,873万3千円の減、固定資産税ではコロナ減免の影響を見込みまして5,830万3千円の減としたことが主な要因でございます。

2款地方譲与税6,731万8千円、3款利子割交付金242万円、4款配当割交付金834万4千円、5款株式等譲渡所得割交付金577万円までは、多少の増減はございますが、今年度の実績等を勘案しながら計上したところでございます。

6款法人事業税交付金は1,505万5千円、対前年度825万5千円、121.4%の増でございますが、こちらは制度改正等に伴う町民税、法人税割の減収を補填するものでございます。

7款地方消費税交付金は2億9,497万1千円、対前年度497万1千円、1.7%の増でございまして、実績等を考慮し、ほぼ前年並みとしたところでございます。

8款ゴルフ場利用税交付金は364万3千円、対前年度64万2千円、21.4%の増となっております。今年度の利用者実績により増を見込んだものでございます。

9款環境性能割交付金は538万円、対前年度561万3千円、51.1%の減でございます。これにつきましては、昨年10月の消費増税に伴い廃止となった自動車取得税の代わりに創設されました環境性能割のうち軽自動車を除く都道府県税分の47%が市町村に配分されるものでございまして、県全体の交付見込額から推計した減額となっております。

次に、10款地方特例交付金は6,155万9千円、対前年度5,506万7千円、848.2%の増でございますが、こちらは固定資産税のコロナ減免の補填措置として、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金5,352万4千円を新たに計上したことが主な要因でございます。

11款地方交付税は37億4千万円、対前年度1千万円、0.3%の増といたしております。普通交付税は、前年度額の33億1千万円、特別交付税は地域おこし協力隊員の増などを見込みまして、対前年度1千万円増の4億3千万円を見込んだところでございます。なお、普通交付税につきましては、市町村合併に対する合併算定替え特例の終了や令和2年10月の国勢調査人口の減などの影響が懸念されるところでございますが、地方財政計画上、地方交付税出口ベースが5.1%の増となっておりますことから、対前年度同額を見込んだところでございます。

12款交通安全対策特別交付金150万円につきましては、実績見込みにより前年同額といたしております。

13款分担金及び負担金は4,226万1千円、対前年度28万9千円、0.7%の減でございます。中身の細かな増減はございますものの、ほぼ前年並みとなっております。

14款使用料及び手数料は1億9,387万9千円、対前年度443万6千円、2.2%の減でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、町営バスの運賃収入で100万円の減を見込んだほか、受入幼児数の減によりまして、内海保育所及び小豆島こどもセンターの保育料で230万3千円の減を見込んだことなどから、使用料で325万6千円の減となったこと、またし尿処理料や浄化槽汚泥処理料の変動などによりまして、手数料で118万円の減を見込んだことによるものでございます。

15款国庫支出金は7億6,951万6千円、対前年度1,428万7千円、1.8%の減でございます。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金が6,214万4千円の皆増となったことなどによりまして、国庫負担金が7,503万8千円の増となった一方、投資的事業に関連する国庫補助金が減となったことが主な要因でございます。減の大きなものとしたしましては、竹生漁港防波堤新設事業などに係ります地方創生港整備推進交付金が4,500万円の減、農村環境改善センター天井等改修事業の終了によりまして、都市防災総合推進事業費補助金が2,887万5千円の減、草壁地区改良住宅外壁改修事業の終了によりまして、社会資本整備総合交付金のうち改良住宅分が2,146万6千円の減となっております。

16款県支出金は6億103万4千円、対前年度比7,820万9千円、11.5%の減でございます。

す。こちらは、県補助金におきまして小豆島病院及びリベラルサンシャインの施設整備に対する地域密着型サービス等整備事業費補助金が8,299万5千円の皆減となったことが主な要因でございます。

17款財産収入は3,653万3千円、対前年度28万7千円、0.8%の減となっております。こちらは、各種基金の利率や元金の変動に伴う利子収入の減でございます。

18款寄付金は5億5,061万1千円で、対前年度3億8,990万円、242.6%の大幅増でございます。これは、今年度の実績見込みを勘案いたしまして、ふるさと納税寄付金を3億9千万円増の5億5千万円としたことによるものでございます。

19款繰入金は5億7,973万2千円、対前年度6,025万5千円、9.4%の減でございます。これは、各種事業の財源として活用するための各種基金繰入金が減額となったほか、財源調整の結果、財政調整基金繰入金が前年度比3,210万2千円の減となったことが主な要因でございます。

20款繰越金は3千万円で、前年同額でございます。

21款諸収入は4億970万4千円、対前年度1,501万4千円、3.8%の増でございます。こちらは、児童・生徒数の変動によりまして給食徴収金、また中央病院企業団や広域水道企業団への派遣職員に係る人件費負担金などの減によりまして、雑入が2,133万3千円の減となった一方、奨学資金貸付金の返還者数の増などに伴いまして、貸付金元利収入が607万円の増、広域水道企業団の水道管布設替え工事の増に伴います路面復旧に係る受託事務収入が3千万円の増となったことが主な要因でございます。

22款町債は6億9,890万円、対前年度3億6千万円、34.0%の減でございます。これは、毎年各種事業における事業費及びそれに対する特定財源等の変動により町債発行額自体は変動いたしますが、一般廃棄物最終処分場整備事業に係る町債が対前年度3億2,570万円の減となったことが主な要因となっております。なお、当初予算計上の町債は、いずれも元利償還金の70%ないし80%が普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債を活用することといたしております。また、合併市町村への財政支援として2町合併以来活用してまいりました合併特例債につきましては、令和4年度以降の発行可能額が約2億2千万円まで減少する見込みとなっております。歳入は以上でございます。

引き続き、歳出の性質別について主な増減をご説明させていただきます。

少し飛びますが、資料の13ページ、資料4、令和3年度一般会計歳出性質別分類表をお願いいたします。

まず、1行目の人件費でございます。

予算額は19億2,014万2千円、対前年度2,459万8千円、1.3%の減でございます。こちらは、地域おこし協力隊員を4名から10名に増員することによりまして1,876万4千円の増となった一方で、正規職員数が対前年度3名の減となりまして、正規職員の給料、手当、共済費が2,534万4千円の減、また会計年度任用職員の費用弁償、いわゆる交通費でございますが、こちらが人件費から物件費に分析替えとなったことなどによりまして、会計年度任用職員の人件費が932万3千円の減、国勢調査等の調査員報酬が618万1千円の減となったことが主な要因でございます。

次に、2行目の物件費でございます。

予算額は11億4,459万9千円、対前年度5,309万6千円、4.9%の増でございます。これは、新電力の活用等によりまして光熱水費が2,658万4千円の減、また旧サイクリングターミナル解体撤去の完了等により、公共施設解体撤去費が7,736万2千円の減となった一方、一般廃棄物収集業務の民間委託を旧池田町エリアに導入することに伴う委託料が1,954万円の増、ふるさと納税の増加に伴いますふるさと納税サイトの使用料手数料等が9,479万3千円の増、ポンプ場の長寿命化計画の策定委託料が3,900万円の増となったことなどが主な要因でございます。

次に、3行目の維持補修費でございます。

予算額は6,487万円で、対前年度622万3千円、8.8%の減でございます。こちらは、徳本及び吉野の最終処分場の汚水処理施設の修繕費が606万3千円の増となった一方で、浚渫量の変動によりまして雨水公共下水道管理事業が632万5千円の減、こどもセンターのエアコン修繕費が308万4千円の減となったことが主な要因でございます。

次に、上から4行目から7行目にかけての普通建設事業費でございます。

まず、補助事業の予算額は5億5,892万7千円、対前年度6億6,403万9千円、54.3%の減でございます。これは、新たに入部漁港長寿命化事業に4千万円、紅雲亭公衆トイレ整備事業に4,392万3千円を計上した一方で、事業最終年度となります竹生漁港防波堤新設事業が3,500万円の減、また一般廃棄物最終処分場整備事業が4億9,920万3千円の減、イマージュセンター2階多目的ホールの天井等改修事業の終了によりまして5,775万円の皆減、草壁地区改良住宅外壁改修事業の終了によりまして3,226万7千円の皆減となったことなどが主な要因でございます。

次に、単独事業の予算額は5億6,050万9千円、対前年度1億5,490万2千円、38.2%の増でございます。これは、図書館の空調設備等更新事業が事業完了によりまして2,050万円の皆減となった一方、一般廃棄物最終処分場整備事業の単独分が4,119万5千円の増、

町道の維持補修及び改良事業が事業量の増によりまして5,158万8千円の増、ふるさと村
ワインハウスを改修するテレワーク拠点整備事業が2千万円の皆増、一般廃棄物最終処分
場の地元条件事業であります坂手港のターミナルとその周辺の再整備事業の実施設計委託
料が6千万円の皆増となったことなどが主な要因でございます。

県営事業の予算額は7,014万1千円、対前年度782万8千円、10.0%の減でございます。
これは、県営中山間地域総合整備事業で150万円の増、また県営港湾建設事業で430万円の
増となった一方、県営道路改良事業で993万6千円の減、県営ため池耐震化事業で546万円
の減となるなど、事業量の変動によりまして県営事業負担金に変動が生じたものでござい
ます。以上のことから、普通建設事業全体の予算額は7行目に記載のとおり11億8,957万
7千円、対前年度5億1,688万5千円、30.3%の減でございます。

次の災害復旧費につきましては、前年度同額の308万7千円を計上したところでござい
ます。

次に、扶助費でございます。

予算額は9億309万6千円、対前年度1,856万2千円、2.1%の増でございます。こちら
は、対象児童の見込み数の減によりまして、児童手当給付金が517万5千円の減となった
一方、給付見込みの増によりまして障害者自立支援給付費が2,437万3千円の増となった
ことが主な要因でございます。

次に、補助費等でございます。

予算額は16億2,965万6千円、対前年度1億1,520万9千円、7.6%の増でございます。
これは、小豆島病院及びリベラルサンシャインの施設改修に対する地域密着型サービス等
整備事業費補助金が8,299万5千円の減となった一方、ふるさと納税の増加に伴いまして
返礼の特産品が1億1,700万円の増、コロナワクチンの接種委託料が4,371万9千円の皆
増、普通交付税の算定見直し等によりまして小豆島中央病院企業団負担金が1,469万円の
増、また農産物4品目、イチゴ、アスパラ、柿、中晩柑でございますが、これの海上輸送
費補助をはじめとする農業振興関係の補助金が989万8千円の増となったことなどが主な
要因でございます。

次に、貸付金でございます。

予算額は1億5,849万円、対前年度4,590万1千円、22.5%の減でございます。こちら
は、小豆島中央病院企業団貸付金が4,607万1千円の皆減となったことが主な要因でござ
います。

1行飛びまして、積立金でございます。

予算額は3億648万3千円、対前年度2億1,473万1千円、234.0%の大幅増でございます。こちらは、ふるさと納税寄付金の大幅増に伴いまして、ふるさとづくり基金積立金が2億365万5千円の大幅増となったことに加えまして、合併特例債を活用した基金積立枠の残り1,157万9千円を来年度において借入れを行いまして、地域振興基金に積み立てることとしたことが主な要因でございます。

次に、公債費でございます。

予算額は13億4,733万9千円、対前年度1,810万2千円、1.4%の増でございます。これは、引き続き低金利の恩恵によりまして、利子償還額が1,506万4千円の減となった一方、元金据置期間が満了となった過疎対策事業債や合併特例債等の元金償還が始まったことによりまして、元金償還額が3,316万6千円の増となったことによるものでございます。

次に、繰出金でございます。

予算額は8億1,966万1千円、対前年度1,290万7千円、1.6%の増でございます。これは、市町村標準システム導入などによる国保会計の繰出金が632万4千円の増、給付費等の増加見込みによりまして、介護保険事業会計への繰出金が867万3千円の増となったことなどによるものでございます。

最後、予備費につきましては、昨年度同額の計上でございます。以上が性質別分類による主な増減でございます。

なお、下段に義務的経費、投資的経費、その他の経費の3区分による予算額を記載いたしておりますが、簡単に申しますと、義務的経費につきましては扶助費と公債費の微増と人件費の微減の差引きによりほぼ前年並みとなったもの、投資的経費の減につきましては、主に一般廃棄物最終処分場の整備が予算的には峠を越えたことによるもの、その他の経費の増は、ふるさと納税の大幅増に伴う返礼の特産品やふるさと納税サイトの使用料手数料、ふるさとづくり基金の積立金が大きく伸びたことが主な要因となっております。以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号令和3年度小豆島町一般会計予算は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第17、議案第11号令和3年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第11号令和3年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の9ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,538万5千円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円に定めるものでございます。

第3条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合は同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

予算内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

185、186ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税でございます。被保険者数が減少傾向にあることから150名の減を見込むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により所得割額について約10%の減を見込み、保険税は前年度より3,155万9千円減の2億7,125万5千円を計上しております。

2款使用料及び手数料は、督促手数料として前年度と同額の10万円を計上しております。

3款国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染等により所得が減少した被用者に対する傷病手当金負担金を100万円計上しております。次ページの国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は、令和2年度に実施した国保オンライン資格確認に伴うシステム改修に対する補助金の減額でございます。

4款1項県負担金につきましては、特定健康診査等負担金505万2千円を計上していません。

2項の県補助金、1目保険給付費等交付金の1節普通交付金につきましては、保険給付に必要な額として14億7,188万1千円を、2節の特別交付金は保健事業の推進、重症化予防のほか町の特種要因に対して交付されるもので6,467万9千円を計上しております。

5 款の財産収入につきましては、財政調整基金の利子として11万 5 千円を計上しています。

6 款の繰入金でございます。

1 項 1 目一般会計繰入金 1 億8,034万 8 千円でございます。1 節の保険基盤安定繰入金から 5 節の財政安定化支援事業繰入金までは、法定繰入れでございます。

2 項 1 目の財政調整基金繰入金は、県に納める国民健康保険事業費納付金の増による保険料不足分として2,008万 7 千円を計上しております。

7 款繰越金、8 款諸収入は、例年どおりで変わりはありません。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

191、192ページをお願いします。

1 款総務費は、国保事業の管理的経費と国保税の賦課徴収経費、国保運営協議会費になります。

1 目の一般会計費において、国保の資格管理や保険料の賦課、給付管理の効率化、広域化を進めるための市町村事務処理標準システム運用委託料とシステム改修費を新規に計上したため、前年から3,601万 3 千円の増となる4,910万 1 千円を計上しております。

次に、2 款の保険給付費でございます。1 人当たりの医療費は増加傾向にあるものの、被保険者数は減少が見込まれることのほか、高額療養費は増加傾向にあることから、前年度から1,797万 7 千円の増となる14億8,174万 1 千円を見込んでおります。

続いて、195ページをお願いします。

3 款国民健康保険事業費納付金は、被保険者数の減に伴い、前年度と比べて2,541万 6 千円減の 4 億1,802万 1 千円を計上しております。県が示す納付金の額を 1 項の医療給付費分、2 項の後期高齢者支援金等分、3 項の介護納付金等分に分けて納付するものでございます。

197ページをお願いします。

4 款保健事業費は5,770万 7 千円を計上し、医療費適正化事業、健康づくり事業、特定健康診査を実施することとしております。

飛んで、199ページをお願いします。

5 款基金積立金は、財政調整基金積立金の利息分でございます。11万 5 千円。

6 款の公債費につきましては、前年度と同額でございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金につきましては、被保険者数の減や過去の実績を基に減額としております。

次ページの201ページの2項の延滞金につきましては、前年度と同額でございます。

3項1目直営診療施設勘定繰出金の474万5千円につきましては、小豆島中央病院で実施しております健康管理事業分を計上したものでございます。

8款予備費は、昨年度と同額の300万円を計上しております。以上、歳出合計は前年度から2,750万7千円増の20億1,538万5千円としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号令和3年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第18、議案第12号令和3年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第12号令和3年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の12ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,222万1千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

209、210ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料は、低所得者の軽減特例の終了によりまして、前年度と比べて211万2千円増の2億2,776万4千円を計上しています。

2款の使用料及び手数料は、納付証明や督促に係る手数料として、前年度と同額を計上しております。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金は、広域連合の事務経費として共通経費繰入金1,202万3千円、また徴収費など町の事務経費として総務費繰入金444万6千円を計上しています。

2 目の保険基盤安定繰入金は、県の補助を受け低所得者の保険料を軽減するものでございまして6,743万7千円を計上しております。

4 款繰越金は名目計上です。

5 款諸収入は、前年度と同額としております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

211、212ページをお願いいたします。

1 款総務費は、事業の管理及び徴収に係る経費でございます。

1 項 1 目一般管理費は、電算システムの改修が終了したことから、前年度から95万円減の172万1千円を計上しております。

2 項 1 目徴収費は、前年度に比べ32万6千円の減、267万5千円を計上しております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は3億722万5千円を計上しています。これは、保険料と共通経費、保険基盤安定繰入金を合わせたもので、保険料の軽減特例の終了により、前年度より99万8千円の増となっております。

3 款諸支出金と4 款予備費は、昨年度と同額としております。以上、歳出合計は前年度と比べ27万8千円減の3億1,222万1千円としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号令和3年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第19、議案第13号令和3年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 議案第13号令和3年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

当初予算書の15ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額の規定でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億9,047万円と定めようとするものでございます。

第2条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

予算の内容につきましては、予算説明書で説明をいたします。

予算説明書の218、219ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

第1款保険料につきましては、第1号被保険者に係る保険料でございます。月額基準額は5,760円とし、9段階の設定としております。

2款使用料及び手数料につきましては、前年と同額の4万1千円を計上しております。

3款国庫支出金は、全体で5億7,517万9千円、前年度から3,053万1千円の増となっております。

4款支払基金交付金につきましても、国庫支出金と同様に介護給付費と地域支援事業費ともに増加し5億6,915万8千円、前年度から2,179万3千円の増となっております。

220、221ページをお願いします。

5款県支出金につきましても、国庫支出金と同様に介護給付費の増加により、合計で3億1,843万7千円、前年度から1,091万円の増となっております。

6款財産収入につきましては、介護給付費準備基金の利子を12万5千円見込んでおります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金のうち、1目介護給付費繰入金から3目地域支援事業繰入金につきましては、国庫支出金などと同様に計上しております。

4目低所得者保険料軽減繰入金2,095万7千円は、低所得者の介護保険料を軽減するための繰入金でございます。国費、県費を一旦一般会計で受入れ、町負担と合わせて介護保険事業特別会計に繰り入れるものでございます。第1段階の方から第3段階の方の保険料を減額いたします。

5目その他一般会計繰入金3,355万7千円は事務費等の繰入金で、臨時事務職員の減、それから第8期介護保険事業計画策定委託料の減により、前年度より215万9千円の減となっております。

2項1目介護給付費準備基金繰入金であります。介護給付費に対する介護保険料が不足するため1,190万1千円を取り崩して活用する予定にしております。

8款繰入金と、次のページの9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料につきましては、名目計上をしております。

2項3目の雑入461万5千円につきましては、配食サービスなどの利用者負担金でござ

います。それぞれの利用実績に基づき算出しております。

続きまして、歳出でございます。

予算書224、225ページをお願いします。

1 款総務費は3,464万3千円を見込んでおりまして、前年度より225万8千円の減となっております。

次のページ226、227ページをお願いします。

2 款介護給付費になります。予算額は20億5,333万円で、前年度と比べ789万円の増となっております。居宅サービス、施設サービスの利用者、報酬改定の影響を見込んでおります。

2 ページ飛ばしていただきます。予算書が230、231となります。

地域支援事業となります。地域支援事業は、介護予防や健康づくりなどの事業費と地域包括支援センターに係る経費でございます。1億149万6千円で、前年度より428万6千円の増額を見込んでおります。

2 ページ飛びます。236、237ページをお願いします。

4 款諸支出金は、過誤納還付金として50万1千円、5 款予備費につきましては、前年度同様50万円を計上しております。以上、歳入歳出とも前年度8,053万3千円増の21億9,047万円を計上しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号令和3年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第20、議案第14号令和3年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 議案第14号令和3年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

当初予算書及び説明書の18ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出の予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,410万3千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書によりご説明をさせていただきます。

244ページをお願いいたします。

介護サービス事業特別会計は、居宅介護支援事業、訪問介護事業の2つの事業の実施に係る会計となっております。

歳入をご説明いたします。

1款サービス収入、1項介護給付費収入は、要介護認定者へのケアプランの作成、訪問介護のサービス収入です。対前年度383万4千円減の5,124万9千円を見込んでおります。

2項介護予防・日常生活支援総合事業費収入は、要支援認定者への訪問介護のサービス収入で、対前年度60万1千円減の111万4千円を見込んでおります。

3項自己負担金収入は、訪問介護に係る利用者の自己負担分で140万1千円を見込んでおります。

2款使用料及び手数料は、要介護者認定調査に係る手数料で、名目の1千円を計上しております。

3款財産収入は、財政調整基金利子でございます。

4款寄付金は、2つの事業で2千円を計上しております。

5款繰入金、1項他会計繰入金は、特別地域加算算定に伴う利用者負担の軽減制度に対する介護保険事業特別会計からの繰入金4万2千円を計上しております。

246ページをお願いいたします。

2項基金繰入金は、収支不足額575万8千円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

6款繰越金は、前年度繰越金として1千円を計上しております。

7款諸収入、1項収益事業収入は、障害者居宅介護事業に係る収入で450万9千円を見込んでおります。

2項雑入は、2つの事業で2千円を計上しております。

次に、歳出をご説明いたします。

248ページをお願いいたします。

1款サービス事業費、1項居宅介護支援事業費は、ケアプランの作成業務でございます。人件費の減により、対前年度651万6千円減の3,739万2千円を計上しております。

2項訪問介護サービス事業費は、前年度とほぼ同額の2,668万7千円を計上しております。

す。

次のページをお願いいたします。

2 款基金積立金は、財政調整基金の利子を基金に積み立てるものでございます。以上、歳出合計は前年度と比較して648万8千円減の6,410万3千円となっております。以上で議案第14号令和3年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号令和3年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第21、議案第15号令和3年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 議案第15号令和3年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明をいたします。

当初予算書の21ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出の予算総額を626万6千円と定めるものです。

予算内容につきましては、予算説明書で説明をいたします。

予算説明書は258、259ページでございます。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目介護予防サービス計画費収入につきましては、1 か月120件程度の利用を見込み626万2千円を計上しております。前年度と比較して46万6千円の増額を見込んでおります。

2 款、3 款、4 款、5 款諸収入までは、名目予算でございます。

次に、予算書260、261ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目介護予防支援事業費になります。要支援認定者を対象とした介護予防支援に係る職員の人件費と電算システムの保守料等の事務経費を計上しております。内容でご

ございますが、会計年度任用職員1名分の3か月の報酬、それから職員0.5人分の人件費で
ございます。及び事務費と公用車、それから電算システムの維持管理費となります。以
上、歳入歳出とも合計に626万6千円で、前年度より33万2千円の増となっております。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号令和3年度小豆島町介
護予防支援事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第22、議案第16号令和3年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の内容説明を
求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 議案第16号令和3年度小豆島町介護保険施設事業
会計予算についてご説明申し上げます。

別冊令和3年度介護保険施設事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたし
ます。

第2条では、業務の予定量を定めております。

1、利用定員は、介護老人保健施設入所、短期入所が28人、通所が25人、介護老人福祉
施設入所が60人、短期入所が4人でございます。2、年間の利用者数は、介護老人保健施
設入所、短期入所が9,607人、通所が5,445人、介護老人福祉施設入所が2万1,462人、短
期入所が1,168人を予定しております。3、1日平均利用者数は、介護老人保健施設入
所、短期入所が26.3人、通所が22.5人、介護老人福祉施設入所が58.8人、短期入所が
3.2人を予定しております。4、主要な建設改良費は、設備整備費200万円を計上いたして
おります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款介護保険施設事業収益は4億7,077万3千円を予定しております。内
訳は、第1項施設運営事業収益は4億3,539万7千円、第2項施設運営事業外収益は
3,537万5千円を予定しております。第3項特別利益は名目1千円を計上いたしてありま
す。

次に、支出の部ですが、第1款介護保険施設事業費用は4億7,822万1千円を予定しております。内訳は、第1項施設運営事業費用は4億7,692万円、第2項施設運営事業外費用は30万円、第3項特別損失は1千円、第4項予備費は100万円を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款資本的収入は3千円で、第1項負担金、第2項補助金、第3項固定資産売却代金、それぞれ名目1千円を計上いたしております。

支出の部、第1款資本的支出は建設改良費200万円を計上いたしております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額199万7千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条は、一時借入金の限度額を5千万円と定めるものでございます。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を許すべき項目を定めるもので、その項目を事業費用と事業外費用の各項間と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、1、職員給与費3億7,341万8千円と、2、交際費30万円を定めるものでございます。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を450万円と定めるものでございます。以上で議案第16号令和3年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号令和3年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第24 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（谷 康男君） 次、日程第23、諮問第1号及び日程第24、諮問第2号人権擁護委

員候補者の推薦については相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員渡辺克栄氏が、令和3年6月30日をもって任期満了となりますことから、後任に谷部達海氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

また、諮問第2号につきましても、同委員の坂元いさ子氏が令和3年6月30日をもって任期満了となりますことから、後任に真砂誠氏を推薦したいので、同様に議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第23、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての内容説明を求めます。住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（黒崎邦光君） 上程議案集の47ページをお開きください。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

提案理由に記載のとおり、現在、人権擁護委員であります渡辺克栄氏の任期満了に伴い、後任として谷部達海氏を推薦いたします。

谷部氏の略歴につきましては、議案集48ページに記載のとおりでございますので朗読は省略させていただきます。

推薦理由でございますが、谷部氏は、合併前の内海町役場に入庁以来、幅広い行政分野を経験され、勤務経験の中で多くの住民と触れ合い、温厚誠実な人柄から住民からの信頼も厚く、また地域の事情に精通するとともに現在の人権問題に対する正確な見識を有しておられますことから、人権擁護委員の適任者であるとして推薦しようとするものでございます。

なお、任期は令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第1号は適任として答申したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

次、日程第24、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての内容説明を求めます。  
住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（黒崎邦光君） 上程議案集の49ページをお開きください。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

提案理由に記載のとおり、現在、人権擁護委員であります坂元いさ子氏が任期満了となるため、後任として真砂誠氏を推薦いたします。

真砂氏の略歴につきましては、議案集50ページに記載のとおりでございますので朗読は省略させていただきます。

推薦理由でございますが、真砂氏は、昭和57年に池田町農業協同組合に入所以来、長期の勤務経験の蓄積により地域の事情にも精通し、温厚誠実な人柄から住民からの信頼も厚く、また人権問題に対する高い関心と熱意を有しておられますことから、人権擁護委員の適任者であるとして推薦しようとするものでございます。

なお、任期は令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第2号は適任として答申したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の

推薦については適任として答申することに決定いたしました。

本日、各委員会に付託しました議案の審査報告は、3月17日の本会議にお願いいたします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は3月16日午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時04分